

委員会機能の充実に向けた意見・改善提案等について【集計結果】

資料2

スケジュールガイドラインの区分	設 問	自由民主党千葉市議会議員団	立憲民主・無所属千葉市議会議員団	公明党千葉市議会議員団
年間調査テーマの設定	【常任委員長意見】 年間調査テーマの設定にあたり、市政の課題として所管事務調査の必要性があるか十分な検討が行なわれたか	・委員会ごとに十分な検討が行われているが、議員間で十分な時間を取り、議論を重ねることが必要。	・委員長も委員も、会派としてテーマ設定については十分協議した上で、委員会に臨むこと(委員会でも何でも協議しないで済むよう)。	・委員若しくは委員長提案に対して、各委員の意見を尊重しつつ集約し、それなりに実施されていると思います。
調査の実施	【議会基本条例項目】 所管からの現状・課題の聴取、視察結果の考察などに関する委員間討議等を踏まえ、十分な調査研究を行うことができたか	・各委員からの考察や討議を経て、ある程度の調査研究が出来ているが、十分な時間を確保し委員間の討議を活性化することが必要。	・調査や視察後に、議員間討議などによる振り返りの時間を持つことが良い。	・今期の委員会での印象として、それなりに実施されている、充実していると思うなど、委員会によって感じ方が異なるようです。 ・第2次千葉市議会運営活性化推進協議会で決定した内容を継続しつつ、委員の意識向上に繋げていくことが必要ではないでしょうか。
先進市への行政視察	【常任委員長意見】 オンライン視察の有効活用について	・現地に足を運ぶ行政視察は、目で見て、肌で感じるのが大切であるが、大災害時などに備えて、平時にオンライン視察を併用していく必要がある。	・充実した調査機会の確保のため、今後も、オンライン視察の手法は活用した方が良い。 ・今後、状況を踏まえた、オンラインによる参加の可否等の規定も協議すべき。	・コロナ禍で、県外視察が行えない中、試験的に実施したオンライン視察は良かったと思います。 ・今後、議論を深める意味からも県外視察とオンライン視察を併用し、所管事務調査を実施することは有効と考えます。
講師等の招聘	【議会基本条例項目】 所管事務調査にあたり、地方自治法に基づく参考人制度・専門的知見の活用して、学識経験者等から意見聴取を行なうことについて	・とても良い取組みであり、実施していくべき。	・活用すべきと考えるが、予算や見識の公平性について十分に議論する必要がある。	・可能な限り、検討、実施すべきと考えますが、その必要性について十分な協議をした上で、各委員会の裁量に委ね進めれば良いと考えます。
報告書作成 (提言・意見書・政策条例提案含む)	【常任委員長意見】 委員は、年間調査テーマに関する事項を一般質問として取り上げるなどして、成果発表を行なうべきではないか	・委員会としても成果発表は必要だが、一般質問は各議員の判断に任せるべき。	・一つの成果としては理解するが、委員の判断に任せるべきと考える。	・ごもつともだと思います。
	【常任委員長意見】 所管事務調査を通じて、残った問題や課題がある場合、必要に応じて、次年度以降も同じ年間調査テーマ設定を行ない継続的な調査を行なうことについて	・案件により、継続的な調査が必要な場合もあるので、申し送り等をする機会もあれば良いと考える。	・テーマによって必要性があれば否定するものではなく、次年度に継続することは良いと考える。	・年間調査終了時の意見交換でそのような意見が一定数出る場合は、次年度に引継いだ上で、新年度の委員会で実施云々を含め検討テーマの一つに加えるなど、柔軟に運用してはどうかと思います。
	【常任委員長意見】 所管事務調査による調査結果や改善要望等を、執行部に対してどのように提案・要望していくべきか	・各委員会で、しっかりと調査、議論を重ねることにより、報告を取りまとめ、各委員会から提案・要望を行政に伝え、実現していく必要があると考える。	・要望書や提案書という形式で執行部に手交し、議論する場を持ち、議会としても、その後の反映について注視していく体制を整えていくべき。 ・検証する場を持つことを検討すべき。	・これまでも行ってきた、委員会としての提言や、その必要性については十分協議・検討することを前提として、委員会発議などを取り入れてみることも良いのではないのでしょうか。
その他(委員会機能充実に関する意見・提案)	—	—	・委員会視察には、執行部も同行すべきである。	・旧議会棟でのオンライン視察は、視察受入れ自治体との通信機器の格差が大きく、相手先にも伝わりづらさがあったように見受けられます。 ・オンライン視察の有無や、今後の委員会中継のあり方にも関係してきますが、カメラアングルも含めた通信機能や機器の充実は、今後必要性が高いものになると思いますので、十分な議論を重ねつつ、整備することが必要ではないでしょうか。

スケジュールガイドラインの区分	設 問	日本共産党千葉市議会議員団	日本維新の会・無所属の会
年間調査テーマの設定	【常任委員長意見】 年間調査テーマの設定にあたり、市政の課題として所管事務調査の必要性があるか十分な検討が行なわれたか	・年間調査テーマにおける視察等で他都市の先進事例は一定の理解を深めることはできた。 ・委員長の独断とならず、委員の意見によるテーマ検討が必要と考える。	・所管事務調査の必要性あり。 ・十分な検討であったかどうかは何とも言えない。
調査の実施	【議会基本条例項目】 所管からの現状・課題の聴取、視察結果の考察などに関する委員間討議等を踏まえ、十分な調査研究を行うことができたか	・視察後の委員間討議などはまだまだ不十分であるため、一定の時間を確保して意見を言い合える機会を設けることが必要と考える。 ・市民から意見を聞くということも必要であるため、ワークショップ方式で市民意見を聞く取組も重要と考える。	・時間的な制限もあるので、充分であったかどうかは何とも言えないが、一定の調査研究は出来たのではないかと。
先進市への行政視察	【常任委員長意見】 オンライン視察の有効活用について	・今回保健消防委員会において一部オンライン参加の取組があったが、今後も感染症等、事情に応じた取組の検討が必要に考える。 ・教育委員会でもオンライン視察が行われており、実際に出向かなくても可能な視察を増やしていくべきと考える。	・視察については、一番は実際に現場を見て、体感することが重要であることは言うまでもないが、座学的なものはオンラインで十分なものもあると思う。オンラインを活用することで、無駄な費用と時間は省略できると考える。
講師等の招聘	【議会基本条例項目】 所管事務調査にあたり、地方自治法に基づく参考人制度・専門的知見の活用して、学識経験者等から意見聴取を行なうことについて	・参考人制度の活用事例がないものの、より理解を深めるために実施を検討していく必要があると考える。 ・その場合、複数の方の意見を聴取できる取組が必要と考える。	・当然、専門家の意見・知見を活かし、政策や施策がより良いものとなると考える。
報告書作成 (提言・意見書・政策条例提案含む)	【常任委員長意見】 委員は、年間調査テーマに関する事項を一般質問として取り上げるなどして、成果発表を行なうべきではないか	・議員の一般質問はじめ、課題解決に必要なと考えられる場合は、委員会による条例発議の取組も必要と考える。	・当然なことだと考える。 ・各地域が抱える問題でもあるので、成果は公表すべきである。
	【常任委員長意見】 所管事務調査を通じて、残った問題や課題がある場合、必要に応じて、次年度以降も同じ年間調査テーマ設定を行ない継続的な調査を行なうことについて	・単年度で解決が難しい場合は、複数年度での取組も必要と考える。	・次年度に持ち越されるような大きなテーマもあると考えるので、異論はない。
	【常任委員長意見】 所管事務調査による調査結果や改善要望等を、執行部に対してどのように提案・要望していくべきか	・必要に応じて委員会による要望書等を作成して執行部に要望する取組みが必要と考える。	・要望書や提案書などに取りまとめ、具体的に施策に組み入れてもらうように働きかけることは重要だと考える。
その他(委員会機能充実に関する意見・提案)	—	・請願や陳情において、より市民の意見に寄り添うための、委員会での熟議、必要であれば継続審査として調査を実施するなど取組が必要と考える。 ・請願や陳情の意見陳述者への質疑ができるようしてより理解を深められるよう改善すべきと考える。	・日程的なものや時間的なものもあるが、委員会活動時間を増やす必要性もあるのではないかと感じる。